

放課後児童クラブ利用料金について

区分	登録児童	一時利用・振替休業・長期休業 (対象：自由来館児童)
平日	①児童クラブ利用料 月額 3,000 円 利用時間：授業終了後から午後6時	<ul style="list-style-type: none"> ・一時利用 日額 500円 利用時間 授業終了後から午後6時
	②延長利用料 月額 1,000 円 利用時間：午後6時から午後7時	
小学校休業日	平日の月額利用料に含みます 利用時間：午前8時から午後6時 (延長利用の場合は午後7時)	昼食をはさんで利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 一律 3,000 円 ・秋季休業 一律 300 円 ・冬季休業 一律 1,000 円 ・学年末(春季) 一律 500 円 ・学年始(春季) 一律 500 円 ・一時利用/振替休業 日額 500 円 利用時間： 午前8時から午後6時
土曜日	土曜日利用料 日額 500 円 ※受入れ児童センター(増田・増田西・那智が丘)	利用時間：午前8時から午後5時

※自由来館児童の通常利用(無料)については、利用時間・利用料金一覧参照

※18時を過ぎた場合、回数に関わらず延長申請が必要となり、料金が発生します。

- 注) 1 同一世帯の2人以上の児童が利用する場合には、2人目以降の利用料が半額になります。
- 2 月の途中からの利用などの場合、平日の児童クラブ利用料、延長利用料については日割りで料金を計算します。
- 3 利用保護者が下記の事由に該当する際は、利用料金の減免を受けられる場合があります(申請が必要です)。
- (1) 生活保護世帯に属する場合…全額
 - (2) 利用保護者の属する世帯の前年の市民税が非課税である場合…5割
 - (3) (2)の場合でかつ、母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯…全額
- 4 放課後児童クラブ利用料、放課後児童クラブ延長利用料の納入は口座振替(自動払込)になります。児童クラブ土曜日利用料と長期休業・振替休業・一時利用料は、口座振替(自動払込)または納付書での納入になります。

放課後児童クラブ利用料金について

区分	登録児童	一時利用・振替休業・長期休業 (対象：登録していない児童)
平日	①児童クラブ利用料 月額 3,000 円 利用時間：授業終了後から午後6時	<ul style="list-style-type: none"> ・一時利用 日額 500円 利用時間 授業終了後から午後6時
	②延長利用料 月額 1,000 円 利用時間：午後6時から午後7時	
	※但し、授業終了後から午後4時30分(11月～2月は午後4時)までの利用の場合 月額 1,500 円	
小学校休業日	平日の月額利用料に含みます 利用時間：午前8時から午後6時 (延長利用の場合は午後7時)	昼食をはさんで利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 一律 3,000 円 ・秋季休業 一律 300 円 ・冬季休業 一律 1,000 円 ・学年末(春季) 一律 500 円 ・学年始(春季) 一律 500 円 ・一時利用/振替休業 日額 500 円 利用時間： 午前8時から午後6時
土曜日	土曜日利用料 日額 500 円 ※増田・増田西・那智が丘児童センターで実施	利用時間：午前8時から午後5時

※18時を過ぎた場合、回数に関わらず延長申請が必要となり、料金が発生します。

- 注) 1 同一世帯の2人以上の児童が利用する場合には、2人目以降の利用料が半額になります。
- 2 月の途中からの利用などの場合、平日の児童クラブ利用料、延長利用料については日割りで料金を計算します。
- 3 利用保護者が下記の事由に該当する際は、利用料金の減免を受けられる場合があります(申請が必要です)。
- (1) 生活保護世帯に属する場合…全額
 - (2) 利用保護者の属する世帯の前年の市民税が非課税である場合…5割
 - (3) (2)の場合でかつ、母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯…全額
- 4 放課後児童クラブ利用料、放課後児童クラブ延長利用料の納入は口座振替(自動払込)になります。児童クラブ土曜日利用料と長期休業・振替休業・一時利用料は、口座振替(自動払込)または納付書での納入になります。